

知多半島回遊性向上事業委託 公募型プロポーザル実施要項

1. 目的

この要項は、知多半島回遊性向上事業委託について、公募型プロポーザル方式により、優れた提案内容を特定するにあたり、必要な事項を定める。

2. 業務委託の概要

- (1) **事業委託名** 知多半島回遊性向上事業委託
- (2) **事業委託者** 知多半島観光圏協議会
- (3) **事業内容** 知多半島回遊性向上業務委託仕様書のとおり
- (4) **委託期間** 平成 29 年 7 月 25 日（火）から平成 30 年 3 月 14 日（水）まで

※委託期間については、業者決定後、受注者との協議により変更する場合があります。

- (5) **予算上限額** 15,000,000 円(消費税及び地方消費税含む。)

3. 参加資格

参加の有資格者は、次の全てに該当するものとします。

- (1) 愛知県内に本店又は支店、営業所を置く者であること。
- (2) 知多半島観光圏協議会(以下、「協議会」という。)を構成する 5 市 5 町のいずれかの物品等購入に係る入札参加者登録名簿に登録されている(もしくは契約締結までに登録がされている)者であること。
- (3) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
- (4) 協議会を構成する 5 市 5 町の入札参加指名停止等の措置を受けていない者であること。
- (5) 本店及び協議会を構成する 5 市 5 町に所在する営業所等が税の滞納をしていないこと。
- (6) 手形交換所による取引止処分を受けてから 2 年間を経過しない者でないこと又は 6 ヶ月以内 に手形若しくは小切手を不渡りにした者でないこと。
- (7) 協議会を構成する 5 市 5 町が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書に基づく排除措置を受けていない者であること。

- (8)会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申し立て及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続に該当しない者であること。

4. 公募型プロポーザル参加に関する手続き

(1) 業者選定までの主なスケジュール

別紙資料 のとおり

① 参加事前書類審査の受付

受付日時:募集開始日から平成 29 年 6 月 14 日(水)までとする。(土・日・祝日は除く。)
午前 9 時から午後 5 時まで

受付方法:提出書類は、知多半島観光圏協議会事務局(半田市役所観光課)まで持参又は郵送にて申し込むこと。郵送の場合は平成 29 年 6 月 14 日(水)必着とする。

提出書類:参加表明書(様式第 1 号)・会社概要書(様式第 2 号)・実施体制(様式第 3 号)・誓約書(様式第 4 号)を提出すること。

② 事前審査

事前審査は、提出書類に基づき、知多半島観光圏協議会の選考委員により実施し、事前審査通過者を決定します。事前審査通過者を対象に「知多半島回遊性向上事業」のプレゼンテーションを実施します。事前審査結果については、事務局より通知いたします。事前審査通過決定通知後に参加を辞退する場合は、辞退届(様式第 5 号)を事務局に提出すること。なお、審査内容・審査結果に関する問合せや異議申立については、一切受け付けません。

③ 企画提案書の受付

事前審査通過者は次の内容に基づき、企画提案書を提出すること。

受付日時:事前審査通過決定通知日から平成 29 年 7 月 14 日(金)までとする。(土・日・祝日は除く。)午前 9 時から午後 5 時まで

受付方法：次に掲げる提出書類を事務局に持参又は郵送にて提出すること。郵送の場合は平成 29 年 7 月 14 日(金)必着とする。

提出書類

- ・企画提案書：「知多半島回遊性向上事業委託仕様書」の内容を踏まえ作成すること。プレゼンテーション審査は、企画提案書(30 枚以内[表紙・裏表紙は含まない])にて実施する。様式は自由とするが、A4 版左綴じを基本(A4 サイズより大きな書類がある場合は A4 サイズ に織り込むこと。)とし、両面印刷は可とする。提出部数は 25 部とする。なお、25 部全てファイル等に綴じ項目ごとにインデックスを付けて提出すること。
- ・見積書：様式は自由としますが、消費税及び地方消費税を除いた価格並びに税込価格を記載すること。内訳として項目ごとの金額を記載すること。

※企画提案書綴り順

- [1]観光客動向調査等事業
- [2] 魅力いっぱい知多半島スタンプラリー（仮称）の構築事業
- [3] P R 事業
- [4]スケジュール表
- [5]業務担当者の資格・経験・実績等
- [6]見積書
- [7]その他

④ 質問及び回答

募集開始日から平成 29 年 6 月 14 日(水)午後 5 時までとする。(土・日・祝日は除く。)質疑がある場合は、質問書(様式第 6 号)により電子メールにて事務局に問い合わせること。電話、F A X、訪問による質問は一切受け付けない。なお、質問書を送付した場合は、必ずその旨を事務局に連絡し送受の確認をすること。質問書が期間内に届いていない場合は、その質問は無効とする。

※注意事項：電子メールのタイトルは「知多半島回遊性向上業務に関する質問書」とし質問書を添付すること。回答は平成 29 年 6 月 16 日(金)までに一括回答する。

5. 審査

事業委託先の選定は選考委員が、提出書類、プレゼンテーション、見積金額の内容を総合的に評価、採点し、最も得点が高いものを委託先候補とする。なお、同点の候補者がある場合は、見積金額の最も安価な候補者、さらに見積金額も同額の場合は、協議会の総意により決定する。プレゼンテーションの審査順は、参加申込書の受付順とし、企画提案書受付終了後に通知する。なお、審査内容、審査結果に対する異議の申立ては、一切受け付けないものとする。

審査日時：平成 29 年 7 月 21 日(金) 午前 9 時

審査会場：半田市役所庁議室 ※控室（半田市役 305 会議室）

選定基準による配点：プロポーザル評価表により評価し点数化する。詳細な評価基準は公表しないが、大項目 3 点の配点は以下の通りとする。

| | |
|--------------------------------|-----|
| (1) 観光客動向調査等事業 | 15% |
| (2) 魅力いっぱい知多半島スタンプラリー（仮称）の構築事業 | 60% |
| (3) P R 事業 | 20% |
| (4) 見積金額 | 5% |

① プレゼンテーション審査

参加人数：プレゼンテーション審査参加人数は、1 提案者につき 3 名以内とする。

説明時間：プレゼンテーション審査は、1 提案者 30 分とし、概要説明 20 分、質疑応答 10 分とする。プレゼンテーションは、企画提案書に基づき、項目順に説明すること。

※説明時間については、事前審査通過者数によって変更する場合があります。

審査内容：審査は各項目について、協議会の選考委員が評価する。業務に取り組む姿勢も評価対象となるため、重要視した点、独自性、画期的な提案については、具体的に説明すること。

② 選外

次のいずれかに該当する場合は選外とする。

- ・提出期限を経過してから企画提案書を提出した場合
- ・提出書類に虚偽の記載があった場合

- ・審査の公平性を害する行為があった場合
- ・見積書の見積金額(税込み)が前記予算上限額を超えている場合

③ 審査結果

審査結果については、事務局より通知します。なお、審査内容・審査結果に関する問合せや異議申立については、一切受け付けません。

6. 契約の締結

事業実施にあたっての企画提案を公募し、最も優れた企画提案者として選定された1者と業務仕様および契約金額を契約金額限度内で協議したうえで、委託契約を締結する。なお、仕様書は契約前に契約候補者と協議の上、修正を行うことがある。また、協議が不調に終わった場合、総合評価が次点であった提案者と協議するものとする。

7. その他

- (1) 企画提案書、プレゼンテーション等に要する経費は、全て提案者の負担とする。
- (2) 提出された書類は返却しません。
- (3) 企画提案書提出後の修正又は変更は一切認めません。
- (4) 提出された書類等は、審査及び説明のために、その写しを作成し使用することができるものとします。

【知多半島観光圏協議会事務局】(関係書類提出先)

半田市観光課

〒475-8666 半田市東洋町二丁目1番地

T E L 0569-84-0689 F A X 0569-25-3255 E メール kanko@city.handa.lg.jp